

災害時相互協力協定書

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下、「甲」という。）と公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会（以下、「乙」という。）は、自然災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）の被災者支援活動における協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新潟県内における災害時において、甲及び乙が相互に協力して災害ボランティア活動などの被災者支援活動を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、災害時において次に掲げる事項について、相互に協力して行うものとする。

- (1) 被災地の情報収集と共有及びニーズの把握
- (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達、仕分け及び輸送
- (3) 災害ボランティア活動に関する情報発信
- (4) 専門的な技能を活用した支援活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

（情報交換）

第3条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から情報の交換を行うものとし、必要に応じて会議等を開催する。

（平常時における活動）

第4条 甲及び乙は、災害時における活動が円滑に遂行できるよう、合同で研修や訓練等を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからも特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲乙協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成27年3月27日

(甲) 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

会長

竹内希六



(乙) 公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会

会長

小嶋大志

